

令和 2 年度土壤医の会等の活動に対する助成要綱に基づく事業の公募要領

土壤医の会全国協議会

令和 2 年 8 月

「土壤医の会等の活動に対する助成要綱」(以下、助成要綱)に基づいて行う令和 2 年度の事業の申請等は次の要領で行います。

1. 令和 2 年度の助成対象事業の種類、内容等

助成対象事業は、助成要綱の 2 の(2)の②農業高校等への出前研修への講師派遣事業、③地域土壤医の会が正会員以外を主な対象として土づくり普及のために行う研修会開催や全国協議会と共催して行う土づくり実践研修会の事業、④地域土壤医の会における事業計画推進事業とします。

それぞれの事業対象内容、助成要件、金額等は次のとおりです。

なお、令和 2 年度において、「適切な土壤診断と処方箋作成を支援していく上で必要なデータベース整備事業」については、昨年度までの事業成果に加え、「優良土づくり推進活動表彰事業」でこれまで表彰された事例をデータベースとして整理していくこととします。

(1) 農業高校等への出前研修への講師派遣事業

ア、事業対象内容

出前研修(補習)は農業高校や農業大学の学生等を主な対象として土壤医検定試験に関する参考書の内容を講義するものです。農業高校や農業大学と出前研修の実施協議が整った場合に申請して下さい。出前研修先は都道府県内を基本とします。

なお、土壤医検定試験に関する出前研修の CPD については、令和元年 9 月 25 日付けで「土壤医資格登録と継続研鑽に関する要綱」(以下、研鑽要綱)が改正され、講師の継続研鑽単位(CPD 単位)が 5 単位/時間(相手先機関との実施協議時間を含む)となっております。出前研修実施後、申請様式に基づいて CPD 単位申請を事務局に提出をお願いします。

なお、全国協議会が講師派遣を依頼している案件については、事務局((一財)日本土壤協会(以下、土壤協会))への申請を必要としません。

イ、助成金額

県内派遣については、講師の旅費と謝礼として一人あたり 5 千円/日(定額)とします。

ウ、申請内容と報告

次の項目に沿って記載した申請書を作成して下さい。

①申請者名(土壌医の会名または正会員名)

(助成金の受け取り者名や口座名等を事務局にご連絡下さい。)

②研修会または補習を行う講師の氏名

③対象農業高校または農業大学校名

④研修会または補習の開催予定月日

(※相手先機関からの講師派遣依頼書を添付して下さい。)

(※相手先機関の窓口となる先生名や教材の必要部数等細部が固まりましたら事務局にご連絡下さい。)

農業高校等への出前研修への講師派遣事業の報告書は「土づくり普及のための農業高校、農業大学校等に対する出前研修」に関する CPD 申請書をもって報告書とします。

(2) 地域土壌医の会が正会員以外を主な対象として土づくり普及のために行う研修会開催や全国協議会と共催して行う土づくり実践研修会の事業

「地域土壌医の会が正会員以外を主な対象として土づくり普及のために行う研修会の事業」は、令和元年9月の研鑽要綱一部改正により「土づくり普及活動」のメニューとして追加されました。今回、この新たなメニューの事業を推進していくために助成を行うものです。

ア、助成対象内容と金額

①研修会の開催に必要な会場借料、講師謝礼、資料コピー代、通信運搬費等に対して助成します。

②一回の研修会の開催について、30,000円を限度として助成します。

③申請額の合計が今年度の研修会の予算金額200,000円の枠を超える状況になった場合には、一旦交付受付を中止します。その後、予算確保の見通しが立った時点で予算枠を設定し、公募を再開することとします。

イ、申請内容と報告

①申請書は研鑽要綱の CPD 認定対象プログラム様式「土づくりの普及」の「2 土づくり普及のため、土壌医の会の会員以外の方を対象とした研修会の講師」の様式により研修会内容等とともに、助成要望金額を記載して事務局に提出して下さい。

②実施結果の報告は「2 土づくり普及のため、土壌医の会の会員以外の方を対象とした研修会の講師」の CPD 申請の事務局への提出をもって報告とします。

なお、全国協議会と共催して行う土づくり実践研修会の事業については地域土壌

医の会として申請等の必要はありません。

(3) 地域土壤医の会における事業計画推進事業

地域土壤医の会は地域の土壤医資格登録者の有志で結成されるもので、組織運営のために必要な経費が不足するという問題があげられております。

こうしたことから、地域土壤医の会の活動を支援するため新たに助成を行うこととしたものです。

(助成要件と金額)

- ①地域土壤医の会として当該年度の活動計画を樹立しており、事務局にその活動計画の提出があったものとする。この活動計画については（一財）日本土壤協会ウェブサイト(土壤医ネットワーク「地域土壤医の会の案内」)に掲載する。
- ②今年度の助成金額は1 地域土壤医の会 10,000 円とします。申請は活動計画の協会ウェブサイト(土壤医ネットワーク「地域土壤医の会の案内」)に掲載をもって申請とします。
- ③活動計画の実施結果については協会ウェブサイト(土壤医ネットワーク「地域土壤医の会の案内」)の活動状況の報告をもって報告とします。

2.申請手続き、事業実施結果の報告等

- (1) 事業の申請は申請内容の項目に基づき記載した申請書をメール等で事務局に送付して下さい。なお、申請内容の審査は、助成要綱の5に基づき全国協議会会長、副会長、研鑽部会長、調査研究部会長、土づくり普及部会長と土壤協会代表で行います。審査結果については、申請者にご連絡します。
- (2) 事業申請の締め切り日は特に設定しておらず随時行えます。
- (3) 助成金の支出は、上記1の(1)と(2)の事業については、事業報告後に行いますが、(3)の事業については、当該年度の活動計画を事務局に提出いただいた段階で支出します。

以上